

令和7(2025)年6月9日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 石破 茂 様

栃木県知事 福田 富一

大田原市、矢板市及び那須町の「たけのこ管理計画」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に基づき作成した大田原市、矢板市及び那須町の「たけのこ管理計画」を見直したので提出します。

## 主な変更点

- 1 栃木県大田原市におけるたけのこの出荷制限を解除する範囲（対象区域）を追加する。

## 変更の理由

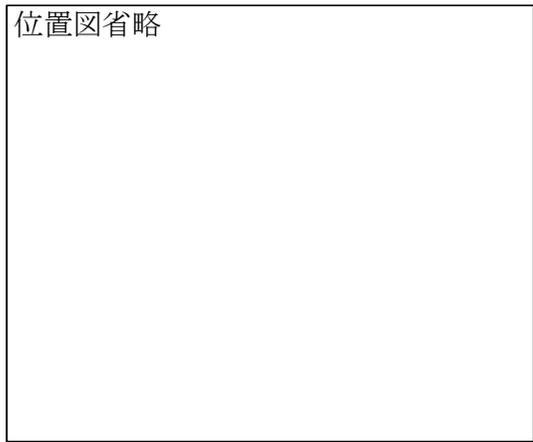
- 1 平成 24 年 5 月 4 日に大田原市のたけのこを検査した結果、1 検体から食品の基準値を超える放射性セシウム（143Bq/kg）が検出されたため、同年 5 月 7 日に出荷制限が指示された。
- 2 令和 3 年及び令和 5 年に検査を行った大田原市佐久山の竹林（以下「佐久山竹林 1」という。）、令和 3 年、令和 4 年及び令和 5 年に検査を行った大田原市桧木沢の竹林（以下「桧木沢竹林 1」という。）、令和 5 年に検査を行った大田原市薄葉、大田原市奥沢の竹林（以下「薄葉竹林 1」「奥沢竹林 1」という。）については、今後たけのこが基準値を超える可能性は低いと推定できるため、令和 6 年 10 月 18 日に出荷制限は一部解除された。
- 3 平成 25 年、平成 27 年、令和 2 年、令和 3 年及び令和 4 年に 7 検体の検査を行った、北野上の竹林（以下「北野上竹林 1」、「北野上竹林 2」、「北野上竹林 3」という。）においては放射性セシウムが低水準にあることが確認された。
- 4 そこで令和 5 年及び令和 6 年に、北野上竹林 1、北野上竹林 2、北野上竹林 3 において検査する地点を満遍なく選定し、計 48 検体の採取・詳細検査を行った。
- 5 検査の結果、平均値 15.6Bq/kg、最大値 59Bq/kg、95 パーセントイル値は 30.6Bq/kg であった。（令和 4 年から 6 年までの直近の検査結果：平均値 14.9Bq/kg、最大値 33Bq/kg、95 パーセントイル値 29.6Bq/kg）  
このうち北野上竹林 1 については、平成 25 年の検査において 1 検体が 59Bq/kg となり、50Bq/kg を超過したことから、ほぼ同じ箇所から採取した 2 検体の検査をしたところ、いずれも 50Bq/kg を下回った。  
以上の結果から、放射性物質の濃度が食品の基準値を下回り、安定して低水準であることが確認できたことから、北野上竹林 1、北野上竹林 2、北野上竹林 3 のたけのこが今後基準値を超える可能性は低いと推定できる。
- 6 なお解除後は従前のおり、栃木県は大田原市と連携し、別添の「たけのこ管理計画」に従って管理を行う。

(新) たけのご管理計画	(旧) たけのご管理計画
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">たけのご管理計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象区域 (地図は別添)</p> <p>栃木県大田原市 (薄葉竹林 1 (大田原市薄葉680-1、681、1255-1、1258-1) )</p> <p>栃木県大田原市 (奥沢竹林 1 (大田原市奥沢689-2) )</p> <p>栃木県大田原市 (佐久山竹林 1 (大田原市佐久山2586-1、2589) )</p> <p>栃木県大田原市 (桧木沢竹林 1 (大田原市桧木沢1258) )</p> <p><u>栃木県大田原市 (北野上竹林 1 (大田原市北野上2933-4, 2934-2))</u></p> <p><u>栃木県大田原市 (北野上竹林 2 (大田原市北野上2933-1, 2934-1))</u></p> <p><u>栃木県大田原市 (北野上竹林 3 (大田原市北野上586-1))</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">たけのご管理計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象区域 (地図は別添)</p> <p>栃木県大田原市 (薄葉竹林 1 (大田原市薄葉680-1、681、1255-1、1258-1) )</p> <p>栃木県大田原市 (奥沢竹林 1 (大田原市奥沢689-2) )</p> <p>栃木県大田原市 (佐久山竹林 1 (大田原市佐久山2586-1、2589) )</p> <p>栃木県大田原市 (桧木沢竹林 1 (大田原市桧木沢1258) )</p> <p>3・4 (略)</p>

<p style="text-align: right;">(生産者台帳様式) 別紙様式</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">(生産者台帳様式) 別紙様式 15</p> <p>(略)</p>
<p>栃木県の出荷管理の考え方 (たけのこ) (略)</p>	<p>栃木県の出荷管理の考え方 (たけのこ) (略)</p>
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>○対象区域 1～4 (略)</p> <p><u>5 大田原市北野上 2933-4, 2934-2</u></p> <div data-bbox="152 842 696 1305" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>位置図省略</p> </div>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>○対象区域 1～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

6 大田原市北野上 2933-1, 2934-1

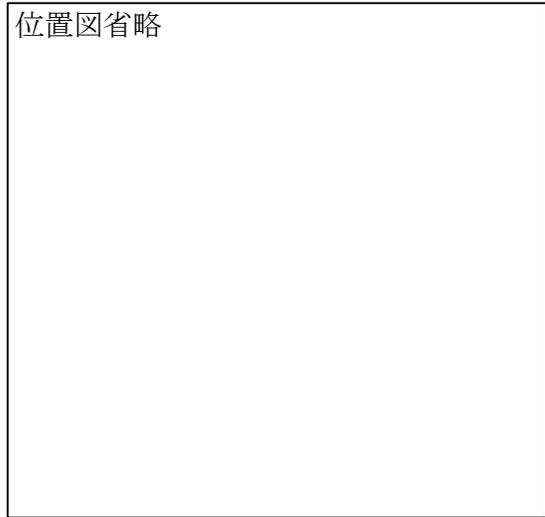
位置図省略



(新設)

7 大田原市北野上 586-1

位置図省略



(新設)

## たけのこ管理計画

### 1 出荷制限を解除する範囲

栃木県大田原市において、安定して基準値を下回ることが確認できた区域（以下「対象区域」という。）

### 2 対象区域（地図は別添）

栃木県大田原市（薄葉竹林 1（大田原市薄葉680-1、681、1255-1、1258-1））

栃木県大田原市（奥沢竹林 1（大田原市奥沢689-2））

栃木県大田原市（佐久山竹林 1（大田原市佐久山2586-1、2589））

栃木県大田原市（桧木沢竹林 1（大田原市桧木沢1258））

栃木県大田原市（北野上竹林 1（大田原市北野上2933-4、2934-2））

栃木県大田原市（北野上竹林 2（大田原市北野上2933-1、2934-1））

栃木県大田原市（北野上竹林 3（大田原市北野上586-1））

### 3 検査計画

栃木県は、対象区域から産出されたたけのこについて、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、出荷期間中は1週間に1検体を原則としたモニタリング検査を行う。

### 4 出荷管理等

#### (1) 出荷管理

栃木県は大田原市と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳（別紙様式）を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。

台帳に登録された生産者は、対象区域のたけのこのみ出荷対象とする。販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県は大田原市と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

#### (2) 生産指導の実施

栃木県は大田原市と連携し、生産者に対し、伐竹や落葉除去など、放射性物質濃度の低減効果の可能性がある栽培管理を指導する。

(3) 出荷制限地域のたけのこの出荷を防止するための対応

ア 生産者対策

栃木県及び大田原市は、大田原市内で安全性が確認されていない区域からたけのこが出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してたけのこを出荷することのないよう指導することを要請する。

イ 流通対策

栃木県及び大田原市は、生産者からたけのこを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のたけのこを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び大田原市は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のたけのこの流通防止を図る。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

栃木県は大田原市と連携し、基準値を超えたたけのこの産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出されたたけのこの出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過したたけのこは廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。

(5) 関係者への周知

栃木県は大田原市と連携し、本計画の内容について、生産者及び販売者等に周知を図るとともに協力を求める。



栃木県の出荷管理の考え方（たけのこ）

区分	生産	流通・販売
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者台帳の整備に要する情報提供</li> <li>②適正な商品表示</li> <li>③モニタリング検査への協力</li> <li>④栽培記録の保存及び必要に応じた提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷記録の保存・必要に応じた提出</li> </ul>
流通・販売者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①栽培計画・出荷計画の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限・自粛品の排除</li> <li>②モニタリング検査結果の確認</li> <li>③商品表示内容の確認</li> <li>④集出荷・販売記録の保存</li> <li>⑤出荷先への周知</li> </ul>
大田原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者情報の収集</li> <li>②生産者台帳の整備</li> <li>③巡回指導（県と協調）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限情報の周知</li> <li>②巡回指導（市内出荷拠点）</li> <li>③ネット販売等の監視（適宜）</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者情報の収集</li> <li>②生産者台帳の整備</li> <li>③巡回指導</li> <li>④モニタリング検査の実施</li> <li>⑤適切な表示の確認</li> <li>⑥放射性物質濃度低減のための栽培管理を指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷可能な生産者情報、制限情報の提供</li> <li>②巡回指導（市外直売所、市外市場、流通卸業者、JA）</li> <li>③ネット販売等の監視（適宜）</li> </ul>

別添

○対象区域  
省略

## 栃木県大田原市北野上のたけのこに係る検査結果

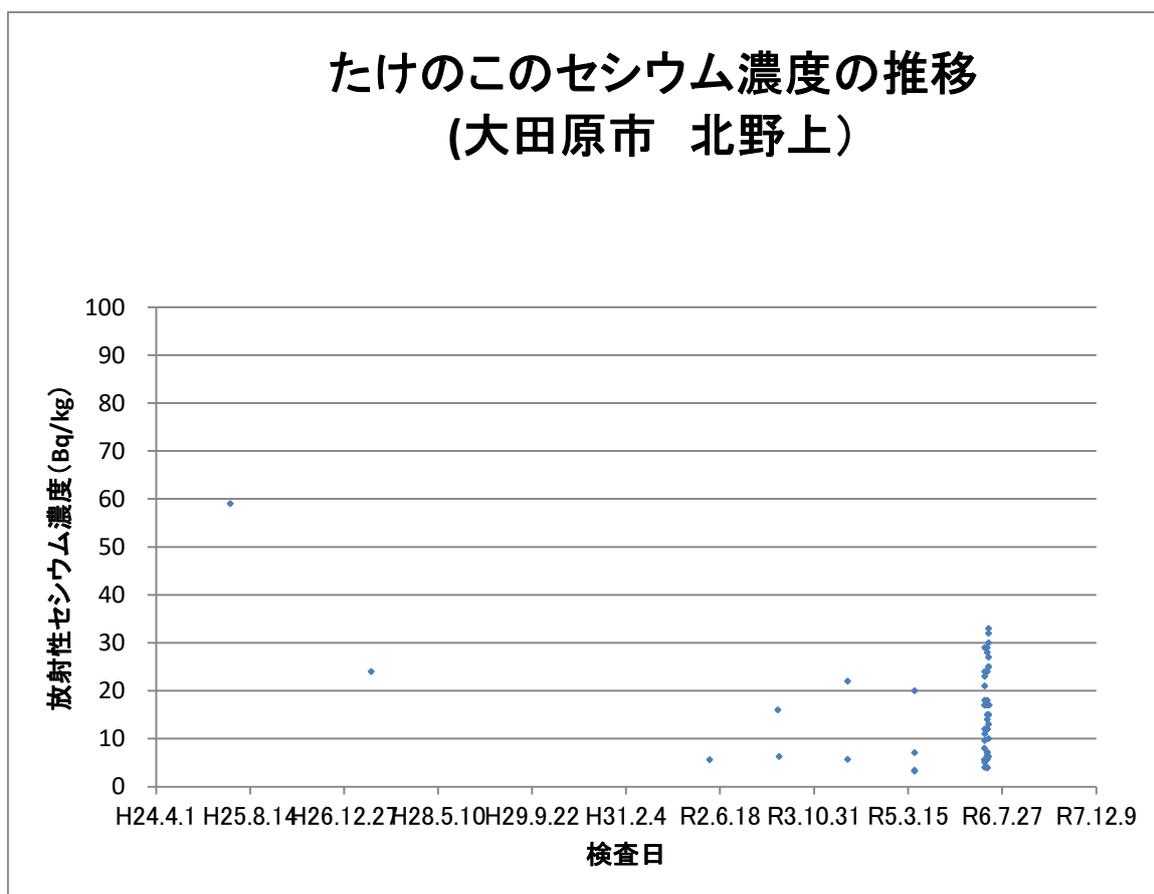
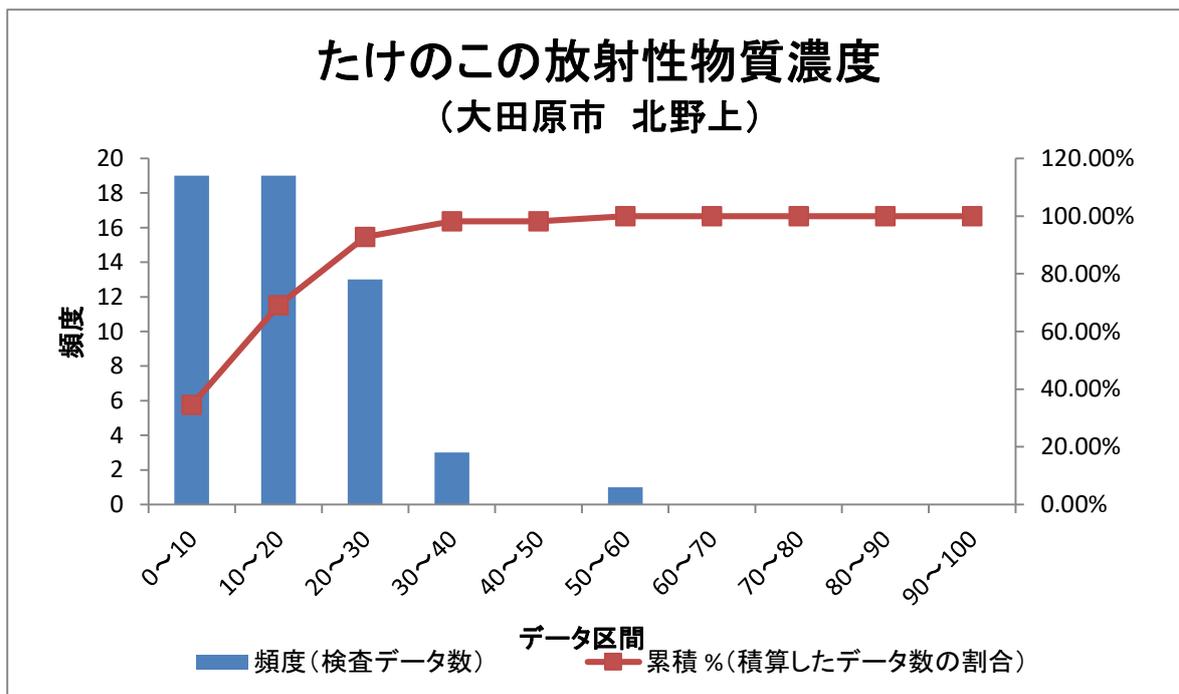
No.	地域	竹林No.	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	代入値
1	北野上	北野上 竹林1	1	H25. 4. 30	59.0	59.0
2			2	R2. 4. 24	5.6	5.6
3			3	R4. 4. 27	5.7	5.7
4			4	R5. 4. 19	20.0	20.0
5			5	R6. 5. 9	29.0	29.0
6			6	R6. 5. 9	17.0	17.0
7			7	R6. 5. 9	12.0	12.0
8		北野上 竹林2	1	H27. 5. 21	24.0	24.0
9			2	R3. 4. 28	6.3	6.3
10			3	R4. 4. 27	22.0	22.0
11			4	R5. 4. 19	7.1	7.1
12			5	R6. 5. 9	24.0	24.0
13			6	R6. 5. 9	14.0	14.0
14			7	R6. 5. 9	5.8	5.8
15		北野上 竹林3	1	R3. 4. 21	16.0	16.0
16			2	R5. 4. 19	3.4	3.4
17			3	R5. 4. 19	<6.3	3.2
18			4	R6. 4. 24	8.0	8.0
19			5	R6. 4. 24	5.6	5.6
20			6	R6. 4. 26	5.1	5.1
21			7	R6. 4. 26	17.0	17.0
22			8	R6. 4. 26	11.0	11.0
23			9	R6. 4. 26	18.0	18.0
24			10	R6. 4. 26	23.0	23.0
25			11	R6. 4. 26	4.0	4.0
26			12	R6. 4. 26	12.0	12.0
27			13	R6. 4. 26	9.6	9.6
28			14	R6. 4. 26	21.0	21.0
29			15	R6. 4. 26	17.0	17.0
30			16	R6. 4. 26	24.0	24.0
31			17	R6. 4. 26	29.0	29.0
32			18	R6. 5. 10	12.0	12.0
33			19	R6. 5. 10	3.9	3.9
34			20	R6. 5. 10	12.0	12.0
35			21	R6. 5. 10	28.0	28.0
36			22	R6. 5. 10	15.0	15.0
37			23	R6. 5. 10	18.0	18.0
38			24	R6. 5. 10	5.7	5.7
39			25	R6. 5. 10	7.2	7.2
40			26	R6. 5. 10	12.0	12.0
41			27	R6. 5. 10	6.5	6.5
42			28	R6. 5. 10	7.1	7.1
43			29	R6. 5. 10	4.0	4.0
44			30	R6. 5. 16	15.0	15.0
45			31	R6. 5. 16	25.0	25.0
46			32	R6. 5. 16	13.0	13.0
47			33	R6. 5. 16	<12.6	6.3
48			34	R6. 5. 16	25.0	25.0
49			35	R6. 5. 17	10.0	10.0
50			36	R6. 5. 17	32.0	32.0
51			37	R6. 5. 17	27.0	27.0
52			38	R6. 5. 17	33.0	33.0
53			39	R6. 5. 17	15.0	15.0
54			40	R6. 5. 17	30.0	30.0
55			41	R6. 5. 20	17.0	17.0

	実測値	実測値(R4-6)
平均値	15.6	14.9
最大値	59.0	33.0
最小値	3.2	3.2
中央値	14.0	13.5
標準偏差	10.3	8.6
95%値	30.6	29.6
検体数	55	50

注：<（不検出）のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

栃木県大田原市北野上のたけのこの検査結果

採取地域情報				H25		H27		H28		R2		R3		R4		R5		R6					
旧町村	地域	地番	竹林番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)				
黒羽	北野上	北野上 2933-4, 2934-2	北野上 竹林1	H25. 4. 30	59					R2. 4. 24	5. 6			R4. 4. 27	5. 7	R5. 4. 19	20	R6. 5. 9	29				
																				R6. 5. 9	17		
		北野上 2933-1, 2934-1	北野上 竹林2			H27. 5. 21	24							R3. 4. 28	6. 3	R4. 4. 27	22	R5. 4. 19	7. 1	R6. 5. 9	24		
																						R6. 5. 9	14
		北野上 586-1	北野上 竹林3											R3. 4. 21	16			R5. 4. 19	3. 4	R6. 4. 24	8. 0		
																			R5. 4. 19	<6. 3	R6. 4. 24	5. 6	
																					R6. 4. 26	5. 1	
																					R6. 4. 26	17	
																					R6. 4. 26	11	
																						R6. 4. 26	18
																						R6. 4. 26	23
																						R6. 4. 26	4. 0
																						R6. 4. 26	12
																						R6. 4. 26	10
																						R6. 4. 26	21
																						R6. 4. 26	17
																						R6. 4. 26	24
																						R6. 4. 26	29
																						R6. 5. 10	12
																						R6. 5. 10	3. 9
																						R6. 5. 10	12
																						R6. 5. 10	28
																						R6. 5. 10	15
																						R6. 5. 10	18
																						R6. 5. 10	5. 7
																						R6. 5. 10	7. 2
																						R6. 5. 10	12
																						R6. 5. 10	6. 5
																						R6. 5. 10	7. 1
																						R6. 5. 10	4. 0
																		R6. 5. 16	15				
																		R6. 5. 16	25				
																		R6. 5. 16	13				
																		R6. 5. 16	<12. 6				
																		R6. 5. 16	25				
																		R6. 5. 17	10				
																		R6. 5. 17	32				
																		R6. 5. 17	27				
																		R6. 5. 17	33				
																		R6. 5. 17	15				
																		R6. 5. 17	30				
																		R6. 5. 20	17				



## 主な変更点

- 1 栃木県矢板市におけるたけのこの出荷制限を解除する範囲（対象区域）を追加する。
- 2 「タケノコ」の表記を「たけのこ」に変更する。
- 3 4の（1）の検査に係る記載を削除する。

## 変更の理由

1

（1）平成 24 年 6 月 12 日に矢板市のたけのこを検査した結果、1 検体から食品の基準値を超える放射性セシウム（130Bq/kg）が検出されたため、同年 6 月 13 日に出荷制限が指示された。

（2）平成 27・28 年及び令和 3 年に検査を行った矢板市越畑の竹林（以下「越畑竹林 1」という。）については、今後たけのこが基準値を超える可能性は低いと推定できるため、令和 4 年 6 月 21 日に出荷制限は一部解除された。

（3）平成 27・28 年及び令和 4 年に 8 検体の検査を行った、上伊佐野、越畑、中、下伊佐野及び山田の竹林（以下「上伊佐野竹林 1」、「越畑竹林 2」、「中竹林 1」、「下伊佐野竹林 1」及び「山田竹林 1」という。）においては放射性セシウムが低水準にあることが確認された。

（4）そこで令和 5 年及び令和 6 年に、中竹林 1、下伊佐野竹林 1、上伊佐野竹林 1、山田竹林 1 及び越畑竹林 2 において検査する地点を満遍なく選定し、計 72 検体の採取・詳細検査を行った。

（5）検査の結果、平均値 8.4Bq/kg、最大値 59Bq/kg、95 パーセントイル値は 37.5Bq/kg であった。

（令和 4 年から 6 年までの直近の検査結果：平均値 8.5Bq/kg、最大値 59Bq/kg、95 パーセントイル値 37.6Bq/kg）

このうち中竹林 1 については、令和 5 年の検査において 1 検体が 59Bq/kg となり、50Bq/kg を超過したことから、ほぼ同じ箇所から採取した 4 検体の検査をしたところ、いずれも 50Bq/kg を下回った。

以上の結果から、放射性物質の濃度が食品の基準値を下回り、安定して低水準であることが確認できたことから、中竹林 1、下伊佐野竹林 1、上伊佐野竹林 1、山田竹林 1 及び越畑竹林 2 のたけのこが今後基準値を超える可能性は低いと推定できるため。

なお解除後は従前のおり、栃木県は矢板市と連携し、別添の「たけのこ管理計画」に従って管理を行う。

2 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく本県への指示書の表記に合わせて修正する。

3 検査については、「3 検査計画」に示されており、内容が重複するため削除する。

(新) たけのこ管理計画	(旧) タケノコ管理計画
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;"><u>たけのこ</u>管理計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象区域 (地図は別添)</p> <p><u>栃木県矢板市 (中竹林 1 (矢板市中 968-1、968-3))</u></p> <p><u>栃木県矢板市 (下伊佐野竹林 1 (矢板市下伊佐野 376-2))</u></p> <p><u>栃木県矢板市 (上伊佐野竹林 1 (矢板市上伊佐野 534))</u></p> <p><u>栃木県矢板市 (山田竹林 1 (矢板市山田 687-2))</u></p> <p>栃木県矢板市 (越畑竹林 1 (矢板市越畑 316-9、347-2、356-1))</p> <p><u>栃木県矢板市 (越畑竹林 2 (矢板市越畑 94-1、94-4))</u></p> <p>3 <u>検査計画</u></p> <p>栃木県は、対象区域から産出された<u>たけのこ</u>について、3 検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、発生期間中は 1 週間に 1 検体を原則としたモニタリング検査を行う。</p> <p>4 出荷管理等</p> <p>(1) 出荷管理</p> <p>栃木県は矢板市と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳 (別紙様式) を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。</p> <p>台帳に登録された生産者は、対象区域の<u>たけのこのみ出荷対象と</u></p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;"><u>タケノコ</u>管理計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象区域</p> <p>栃木県矢板市 (越畑竹林 1 (矢板市越畑 316-9、347-2、356-1 ※)) <u>※地図は別添</u></p> <p>3 <u>放射性物質検査</u></p> <p>栃木県は、対象区域から産出された<u>タケノコ</u>について、3 検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、発生期間中は 1 週間に 1 回を原則としたモニタリング検査を行う。</p> <p>4 出荷管理等</p> <p>(1) 出荷管理</p> <p>栃木県は矢板市と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳 (別紙様式) を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。</p> <p>台帳に登録された生産者は、対象区域の<u>タケノコのみ出荷対象と</u></p>

する。

販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県は矢板市と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

(2) (略)

(3) 出荷制限地域のたけのこの出荷を防止するための対応

ア 生産者対策

栃木県及び矢板市は、矢板市内で安全性が確認されていない区域からたけのこが出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してたけのこを出荷することのないよう指導することを要請する。

イ 流通対策

栃木県及び矢板市は、生産者からたけのこを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のたけのこを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び矢板市は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のたけの

し、適切に出荷前検査及びモニタリング検査を行う。

販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県は矢板市と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

(2) (略)

(3) 出荷制限地域のタケノコの出荷を防止するための対応

ア 生産者対策

栃木県及び矢板市は、矢板市内で安全性が確認されていない区域からタケノコが出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してタケノコを出荷することのないよう指導することを要請する。

イ 流通対策

栃木県及び矢板市は、生産者からタケノコを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のタケノコを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び矢板市は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のタケノ

<p><u>この</u>流通防止を図る。</p> <p>(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応          栃木県は矢板市と連携し、基準値を超えた<u>たけのこ</u>の産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出された<u>たけのこ</u>の出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過した<u>たけのこ</u>は廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。</p> <p>(5) (略)</p>	<p><u>この</u>流通防止を図る。</p> <p>(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応          栃木県は矢板市と連携し、基準値を超えた<u>タケノコ</u>の産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出された<u>タケノコ</u>の出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過した<u>タケノコ</u>は廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>別紙様式</u></p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>別紙様式 15</u></p>
<p>栃木県の出荷管理の考え方 (<u>たけのこ</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>栃木県の出荷管理の考え方 (<u>タケノコ</u>)</p> <p>(略)</p>

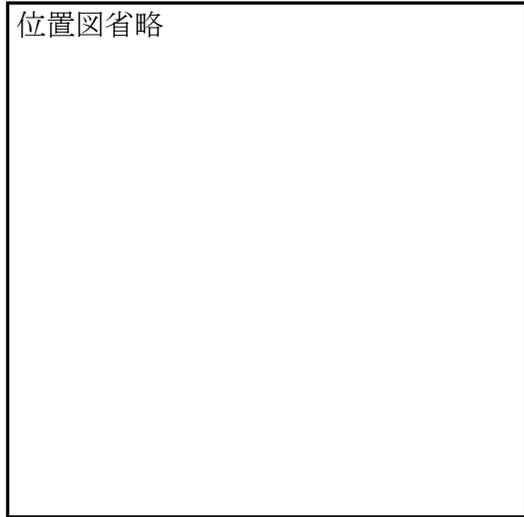
別添

別添

○対象区域

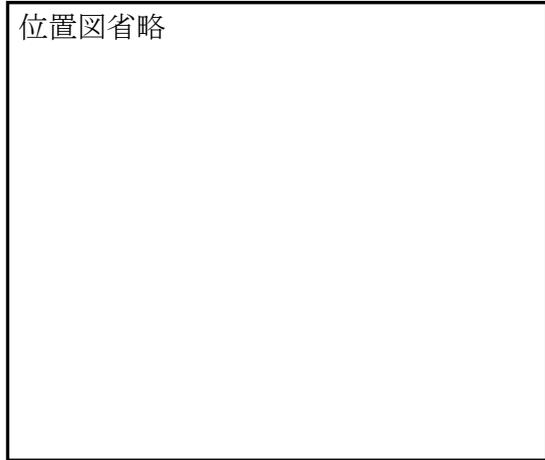
1 矢板市中 968-1、968-3

位置図省略



2 矢板市下伊佐野 376-2

位置図省略

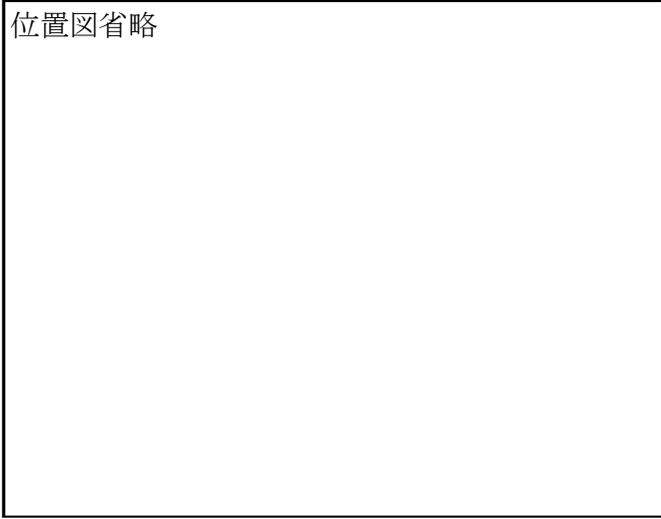


○対象区域  
(新設)

(新設)

3 矢板市上伊佐野 534

位置図省略



(新設)

4 矢板市山田 687-2

位置図省略



(新設)

5 矢板市越畑 316-9、347-2、356-1  
(略)

6 矢板市越畑 94-1、94-4

位置図省略

1 矢板市越畑 316-9、347-2、356-1  
(略)

(新設)

## たけのこ管理計画

### 1 出荷制限を解除する範囲

栃木県矢板市において、安定して基準値を下回ることが確認できた区域（以下「対象区域」という。）

### 2 対象区域（地図は別添）

栃木県矢板市（中竹林1（矢板市中968-1、968-3））

栃木県矢板市（下伊佐野竹林1（矢板市下伊佐野376-2））

栃木県矢板市（上伊佐野竹林1（矢板市上伊佐野534））

栃木県矢板市（山田竹林1（矢板市山田687-2））

栃木県矢板市（越畑竹林1（矢板市越畑316-9、347-2、356-1））

栃木県矢板市（越畑竹林2（矢板市越畑94-1、94-4））

### 3 検査計画

栃木県は、対象区域から産出されたたけのこについて、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、発生期間中は1週間に1検体を原則としたモニタリング検査を行う。

### 4 出荷管理等

#### (1) 出荷管理

栃木県は矢板市と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳（別紙様式）を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。

台帳に登録された生産者は、対象区域のたけのこのみ出荷対象とする。

販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県は矢板市と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

#### (2) 生産指導の実施

栃木県は矢板市と連携し、生産者に対し、伐竹や落葉除去など、放射性物質濃度の低減効果の可能性がある栽培管理を指導する。

#### (3) 出荷制限地域のたけのこの出荷を防止するための対応

#### ア 生産者対策

栃木県及び矢板市は、矢板市内で安全性が確認されていない区域からたけのこが出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してたけのこを出荷することのないよう指導することを要請する。

#### イ 流通対策

栃木県及び矢板市は、生産者からたけのこを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のたけのこを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び矢板市は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のたけのこの流通防止を図る。

#### (4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

栃木県は矢板市と連携し、基準値を超えたたけのこの産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出されたたけのこの出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過したたけのこは廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。

#### (5) 関係者への周知

栃木県は矢板市と連携し、本計画の内容について、生産者及び販売者等に周知を図るとともに協力を求める。



栃木県の出荷管理の考え方（たけのこ）

区分	生産	流通・販売
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者台帳の整備に要する情報提供</li> <li>②適正な商品表示</li> <li>③モニタリング検査への協力</li> <li>④栽培記録の保存及び必要に応じた提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷記録の保存・必要に応じた提出</li> </ul>
流通・販売者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①栽培計画・出荷計画の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限・自粛品の排除</li> <li>②モニタリング検査結果の確認</li> <li>③商品表示内容の確認</li> <li>④集出荷・販売記録の保存</li> <li>⑤出荷先への周知</li> </ul>
矢板市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者情報の収集</li> <li>②生産者台帳の整備</li> <li>③巡回指導（県と協調）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限情報の周知</li> <li>②巡回指導（市内出荷拠点）</li> <li>③ネット販売等の監視（適宜）</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者情報の収集</li> <li>②生産者台帳の整備</li> <li>③巡回指導</li> <li>④モニタリング検査の実施</li> <li>⑤適切な表示の確認</li> <li>⑥放射性物質濃度低減のための栽培管理を指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷可能な生産者情報、制限情報の提供</li> <li>②巡回指導（市外直売所、市外市場、流通卸業者、JA）</li> <li>③ネット販売等の監視（適宜）</li> </ul>

別添

○対象区域  
省略

## 栃木県矢板市中・下伊佐野・上伊佐野・山田・越畑のたけのこに係る検査結果

No.	地域	竹林 No.	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	代入値
1	中	中 竹林 1	1	R4. 6. 16	2.9	2.9
2			2	R4. 6. 16	4.1	4.1
3			3	R4. 6. 16	8.3	8.3
4			4	R4. 6. 16	11	11.0
5			5	R5. 6. 23	<3.2	1.6
6			6	R5. 6. 23	2.0	2.0
7			7	R5. 6. 23	3.3	3.3
8			8	R5. 6. 28	11	11.0
9			9	R5. 6. 28	19	19.0
10			10	R5. 6. 28	27	27.0
11			11	R5. 6. 28	33	33.0
12			12	R5. 6. 28	38	38.0
13			13	R5. 6. 28	1.9	1.9
14			14	R5. 6. 28	2.5	2.5
15			15	R5. 6. 28	<3.2	1.6
16			16	R5. 6. 28	<3.6	1.8
17			17	R5. 6. 30	5.0	5.0
18			18	R5. 6. 30	<6.3	3.2
19			19	R5. 6. 30	<5.1	2.6
20			20	R5. 6. 30	<7.0	3.5
21			21	R5. 6. 30	4.0	4.0
22			22	R5. 7. 6	37	37.0
23			23	R5. 7. 6	43	43.0
24			24	R5. 7. 6	47	47.0
25			25	R5. 7. 6	59	59.0
26			26	R5. 7. 6	31	31.0
27			27	R5. 7. 10	2.8	2.8
28			28	R5. 7. 10	3.6	3.6
29			29	R5. 7. 10	3.0	3.0
30			30	R5. 7. 10	<3.6	1.8
31			31	R5. 7. 10	3.7	3.7
32			32	R5. 7. 13	<5.9	3.0
33			33	R5. 7. 13	<4.9	2.5
34			34	R5. 7. 13	3.6	3.6
35			35	R5. 7. 13	6.4	6.4
36			36	R5. 7. 13	<5.0	2.5
37			37	R5. 7. 13	<5.0	2.5
38			38	R6. 6. 7	2.5	2.5
39			39	R6. 6. 7	4.0	4.0
40			40	R6. 6. 12	4.0	4.0
41			41	R6. 6. 12	16	16.0
42			42	R6. 6. 12	4.2	4.2
43			43	R6. 6. 12	2.8	2.8
44	下伊佐野	下伊佐野 竹林 1	1	R4. 4. 13	2.6	2.6
45			2	R5. 4. 4	<7.5	3.8
46			3	R5. 4. 19	4.2	4.2
47			4	R5. 4. 27	<7.1	3.6
48			5	R5. 4. 27	10	10.0
49			6	R5. 4. 27	<8.8	4.4
50			7	R5. 4. 27	3.6	3.6
51			8	R5. 4. 27	5.6	5.6
52			9	R6. 4. 17	2.7	2.7
53			10	R6. 4. 17	<6.0	3.0
54	上伊佐野	上伊佐野 竹林 1	1	H27. 4. 14	8.2	8.2
55			2	R5. 4. 26	<5.2	2.6
56			3	R5. 4. 26	4.9	4.9
57			4	R6. 5. 1	<5.8	2.9
58			5	R6. 5. 1	<6.0	3.0
59	山田	山田 竹林 1	1	R4. 4. 20	2.4	2.4
60			2	R5. 4. 19	3.1	3.1
61			3	R5. 4. 19	<5.5	2.8
62			4	R5. 4. 19	7.2	7.2
63			5	R5. 4. 19	7.2	7.2
64			6	R5. 4. 21	7.2	7.2
65			7	R5. 4. 21	4.1	4.1
66			8	R6. 4. 26	3.4	3.4
67			9	R6. 4. 26	11	11.0
68	越畑	越畑 竹林 2	1	H28. 4. 21	6.4	6.4
69			2	R5. 4. 12	<5.7	2.9
70			3	R5. 4. 12	3.6	3.6
71			4	R6. 4. 26	<6.3	3.2
72			5	R6. 4. 26	3.9	3.9

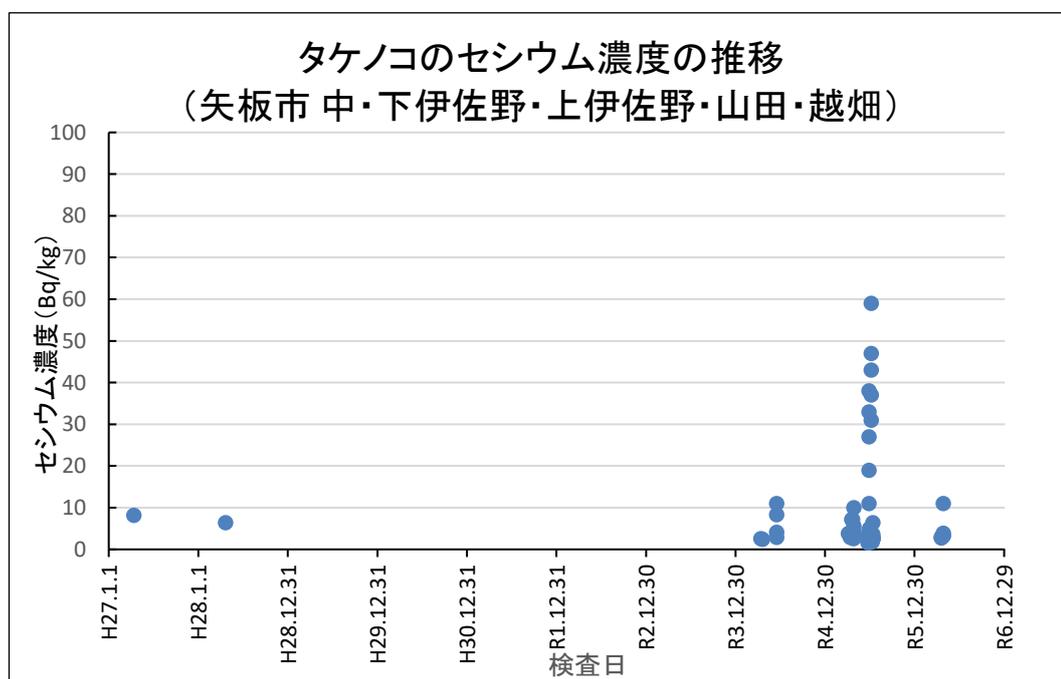
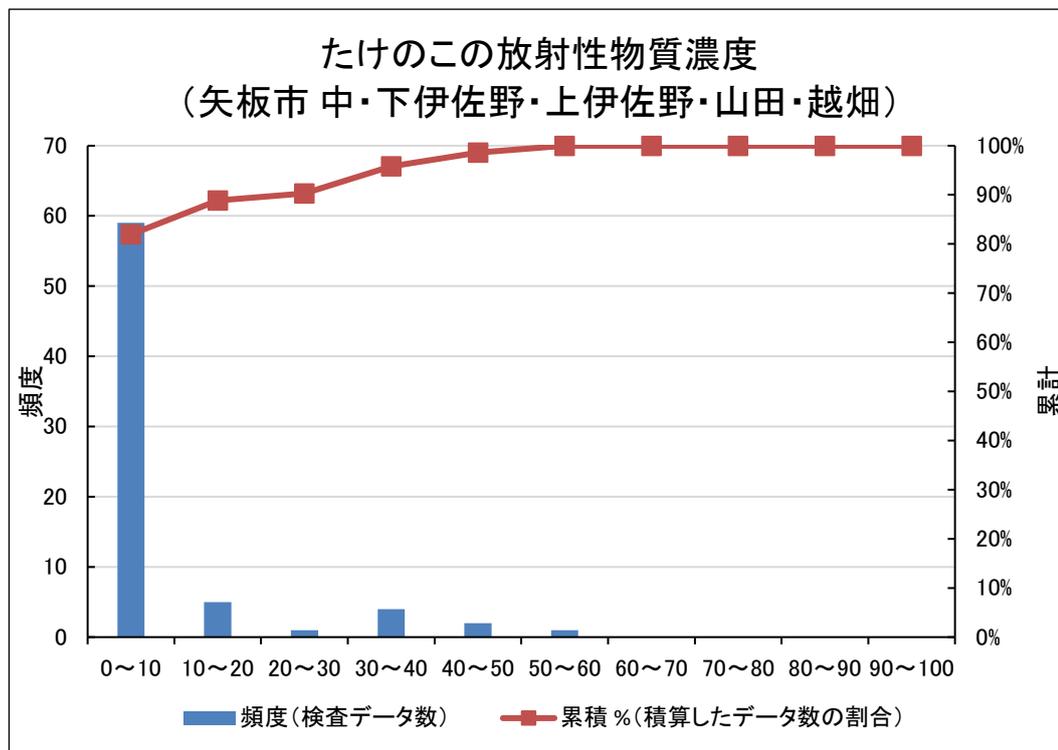
項目	実測値	実測値 (R4-R6)
平均値	8.4	8.5
最大値	59.0	59.0
最小値	1.6	1.6
中央値	3.6	3.6
標準偏差	11.8	12.0
95%値	37.5	37.6
検体数	72	70

注：&lt;（不検出）のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

栃木県矢板市のタケノコの検査結果

別紙様式13

竹林 番号	H27		H28		H29		H30		R3		R4		R5		R6	
	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)
中 竹林 1											R4. 6. 16	2. 9	R5. 6. 23	<3. 2	R6. 6. 7	2. 5
											R4. 6. 16	4. 1	R5. 6. 23	2. 0	R6. 6. 7	4. 0
											R4. 6. 16	8. 3	R5. 6. 23	3. 3	R6. 6. 12	4. 0
											R4. 6. 16	11	R5. 6. 28	11	R6. 6. 12	16
													R5. 6. 28	19	R6. 6. 12	4. 2
													R5. 6. 28	27	R6. 6. 12	2. 8
													R5. 6. 28	33		
													R5. 6. 28	38		
													R5. 6. 28	1. 9		
													R5. 6. 28	2. 5		
													R5. 6. 28	<3. 2		
													R5. 6. 28	<3. 6		
													R5. 6. 30	5. 0		
													R5. 6. 30	<6. 3		
													R5. 6. 30	<5. 1		
													R5. 6. 30	<7. 0		
													R5. 6. 30	4. 0		
													R5. 7. 6	37		
													R5. 7. 6	43		
													R5. 7. 6	47		
												R5. 7. 6	59			
												R5. 7. 6	31			
												R5. 7. 10	2. 8			
												R5. 7. 10	3. 6			
												R5. 7. 10	3. 0			
												R5. 7. 10	<3. 6			
												R5. 7. 10	3. 7			
												R5. 7. 18	<5. 9			
												R5. 7. 18	<4. 9			
												R5. 7. 18	3. 6			
												R5. 7. 18	6. 4			
												R5. 7. 18	<5. 0			
												R5. 7. 18	<5. 0			
下伊佐野 竹林 1											R4. 4. 13	2. 6	R5. 4. 4	<7. 5	R6. 4. 17	2. 7
													R5. 4. 19	4. 2	R6. 4. 17	<6. 0
													R5. 4. 27	<7. 1		
													R5. 4. 27	10		
													R5. 4. 27	<8. 8		
												R5. 4. 27	3. 6			
												R5. 4. 27	5. 6			
上伊佐野 竹林 1	H27. 4. 14	8. 2											R5. 4. 26	<5. 2	R6. 5. 1	<5. 8
													R5. 4. 26	4. 9	R6. 5. 1	<6. 0
山田 竹林 1											R4. 4. 20	2. 4	R5. 4. 19	3. 1	R6. 4. 26	3. 4
													R5. 4. 19	<5. 5	R6. 4. 26	11
													R5. 4. 19	7. 2		
													R5. 4. 19	7. 2		
													R5. 4. 21	7. 2		
												R5. 4. 21	4. 1			
越畑 竹林 2			H28. 4. 21	6. 4									R5. 4. 12	<5. 7	R6. 4. 26	<6. 3
													R5. 4. 12	3. 6	R6. 4. 26	3. 9



## 主な変更点

- 1 栃木県那須町におけるたけのこの出荷制限を解除する範囲（対象区域）を追加する。

## 変更の理由

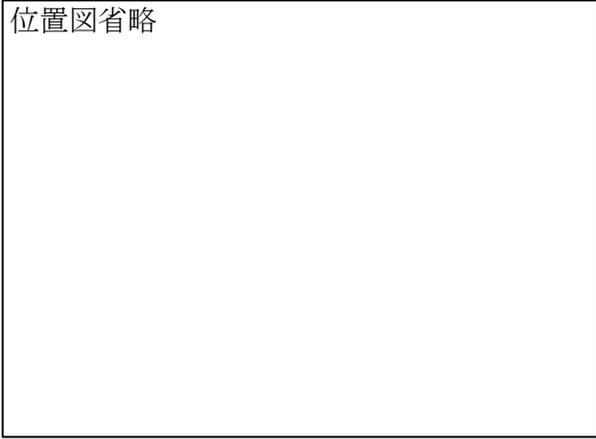
- 1 平成 24 年 4 月 29 日に那須町のたけのこを検査した結果、1 検体から食品の基準値を超える放射性セシウム（348Bq/kg）が検出されたため、同年 5 月 1 日に出荷制限が指示された。
- 2 平成 25 年、平成 27 年及び令和 5 年に検査を行った那須町富岡の竹林（以下「富岡竹林 1」という。）については、今後たけのこが基準値を超える可能性は低いと推定できるため、令和 6 年 10 月 18 日に出荷制限は一部解除された。
- 3 平成 27 年、令和 2 年及び令和 3 年に 8 検体の検査を行った、梓、沼野井及び東岩崎の竹林（以下「梓竹林 1」、「沼野井竹林 1」、及び「東岩崎竹林 1」という。）においては放射性セシウムが低水準にあることが確認された。
- 4 そこで令和 4 年、令和 5 年及び令和 6 年に、梓竹林 1、沼野井竹林 1、東岩崎竹林 1 において検査する地点を満遍なく選定し、計 12 検体の採取・詳細検査を行った。
- 5 検査の結果、平均値 12Bq/kg、最大値 39Bq/kg、95 パーセンタイル値は 32.4Bq/kg であった。  
（令和 4 年から 6 年までの直近の検査結果：平均値 12Bq/kg、最大値 39Bq/kg、95 パーセンタイル値は 31.9Bq/kg）  
以上の結果から、放射性物質の濃度が食品の基準値を下回り、安定して低水準であることが確認できたことから、梓竹林 1、沼野井竹林 1、東岩崎竹林 1 のたけのこが今後基準値を超える可能性は低いと推定できる。
- 6 なお解除後は従前のおり、栃木県は那須町と連携し、別添の「たけのこ管理計画」に従って管理を行う。

(新) たけのご管理計画	(旧) たけのご管理計画
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">たけのご管理計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象区域 (地図は別添)</p> <p>栃木県那須町 (富岡竹林 1 (那須町富岡1062-1, 1062-2) )</p> <p><u>栃木県那須町 (梓竹林 1 (那須町梓596-1, 596-2))</u></p> <p><u>栃木県那須町 (沼野井竹林 1 (那須町沼野井1172-1))</u></p> <p><u>栃木県那須町 (東岩崎竹林 1 (那須町東岩崎493-3、494-3))</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">たけのご管理計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象区域 (地図は別添)</p> <p>栃木県那須町 (富岡竹林 1 (那須町富岡1062-1, 1062-2) )</p> <p>3・4 (略)</p>

<p style="text-align: center;">(生産者台帳様式) 別記様式</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">(生産者台帳様式) 別記様式 15</p> <p>(略)</p>
<p>栃木県の出荷管理の考え方 (たけのこ) (略)</p>	<p>栃木県の出荷管理の考え方 (たけのこ) (略)</p>
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>○対象区域 1 (略)</p> <p><u>2 那須町梓 596-1, 596-2</u></p> <div data-bbox="176 844 772 1283" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>位置図省略</p> </div>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>○対象区域 1 (略)</p> <p>(新設)</p>

3 那須町沼野井 1172-1

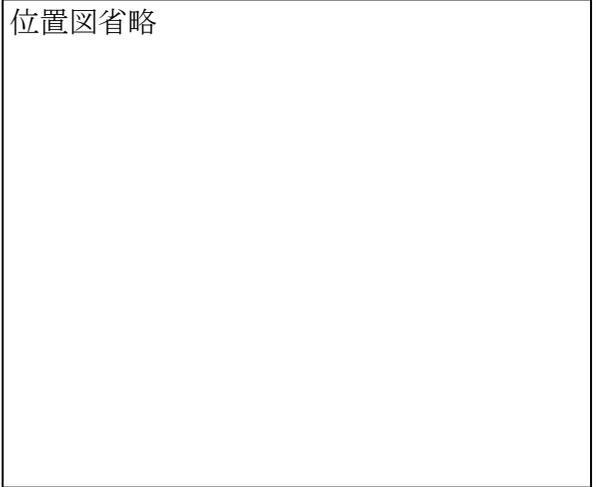
位置図省略



(新設)

4 那須町東岩崎 493-3、494-3

位置図省略



(新設)

## たけのこ管理計画

### 1 出荷制限を解除する範囲

栃木県那須町において、安定して基準値を下回ることが確認できた区域（以下「対象区域」という。）

### 2 対象区域（地図は別添）

栃木県那須町（富岡竹林1（那須町富岡1062-1, 1062-2））

栃木県那須町（梓竹林1（那須町梓596-1, 596-2））

栃木県那須町（沼野井竹林1（那須町沼野井1172-1））

栃木県那須町（東岩崎竹林1（那須町東岩崎493-3、494-3））

### 3 放射性物質検査

栃木県は、対象区域から産出されたたけのこについて、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、出荷期間中は1週間に1回を原則としたモニタリング検査を行う。

### 4 出荷管理等

#### (1) 出荷管理

栃木県は那須町と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳（別紙様式）を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。

台帳に登録された生産者は、対象区域のたけのこのみ出荷対象とし、適切に出荷前検査及びモニタリング検査を行う。販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県は那須町と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

#### (2) 生産指導の実施

栃木県は那須町と連携し、生産者に対し、伐竹や落葉除去など、放射性物質濃度の低減効果の可能性のある栽培管理を指導する。

#### (3) 出荷制限地域のたけのこの出荷を防止するための対応

#### ア 生産者対策

栃木県及び那須町は、那須町内で安全性が確認されていない区域からたけのこが出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してたけのこを出荷することのないよう指導することを要請する。

#### イ 流通対策

栃木県及び那須町は、生産者からたけのこを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のたけのこを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び那須町は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のたけのこの流通防止を図る。

#### (4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

栃木県は那須町と連携し、基準値を超えたたけのこの産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出されたたけのこの出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過したたけのこは廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。

#### (5) 関係者への周知

栃木県は那須町と連携し、本計画の内容について、生産者及び販売者等に周知を図るとともに協力を求める。



栃木県の出荷管理の考え方（たけのこ）

区分	生産	流通・販売
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者台帳の整備に要する情報提供</li> <li>②適正な商品表示</li> <li>③モニタリング検査への協力</li> <li>④栽培記録の保存及び必要に応じた提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷記録の保存・必要に応じた提出</li> </ul>
流通・販売者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①栽培計画・出荷計画の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限・自粛品の排除</li> <li>②モニタリング検査結果の確認</li> <li>③商品表示内容の確認</li> <li>④集出荷・販売記録の保存</li> <li>⑤出荷先への周知</li> </ul>
那須町	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者情報の収集</li> <li>②生産者台帳の整備</li> <li>③巡回指導（県と協調）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限情報の周知</li> <li>②巡回指導（市内出荷拠点）</li> <li>③ネット販売等の監視（適宜）</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者情報の収集</li> <li>②生産者台帳の整備</li> <li>③巡回指導</li> <li>④モニタリング検査の実施</li> <li>⑤適切な表示の確認</li> <li>⑥放射性物質濃度低減のための栽培管理を指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷可能な生産者情報、制限情報の提供</li> <li>②巡回指導（市外直売所、市外市場、流通卸業者、JA）</li> <li>③ネット販売等の監視（適宜）</li> </ul>

別添

○対象区域  
省略

## 栃木県那須町（3竹林）のたけのこに係る検査結果

No.	地域	竹林番号	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	代入値
1	梓	梓1	1	H27.5.11	22.0	22.0
2			2	R2.5.11	14.0	14.0
3			3	R3.5.10	12.0	12.0
4			4	R4.4.26	7.1	7.1
5			5	R6.5.22	3.3	3.3
6	沼野井	沼野井1	1	R3.5.10	4.3	4.3
7			2	R4.4.26	9.0	9.0
8			3	R6.5.22	39.0	39.0
9			4	R6.5.31	24.0	24.0
10			5	R6.5.31	26.0	26.0
11	東岩崎	東岩崎1	1	H27.5.8	32.0	32.0
12			2	R2.4.28	2.6	2.6
13			3	R3.4.28	1.5	1.5
14			4	R3.5.10	10.0	10.0
15			5	R4.4.25	2.3	2.3
16			6	R4.4.26	13.0	13.0
17			7	R4.4.28	2.6	2.6
18			8	R5.4.28	9.3	9.3
19			9	R5.4.28	<4.6	2.3
20			10	R6.5.22	4.5	4.5

	実測値	(R4-6)
平均値	12.0	11.9
最大値	39.0	39.0
最小値	1.5	2.3
中央値	9.2	8.1
標準偏差	10.7	11.2
95%値	32.4	31.9
検体数	20	12

注:<(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

栃木県那須町（3竹林）のたけのこの検査結果

別紙様式13

採取地域情報			H27		H28		H29		H30		R2		R3		R4		R5		R6		
地域	地番	竹林 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	
梓	梓 596-1 596-2	梓 竹林1	H27. 5. 11	22							R2. 5. 11	14	R3. 5. 10	12	R4. 4. 26	7. 1			R6. 5. 22	3. 3	
														R3. 5. 10	4. 3	R4. 4. 26	9. 0			R6. 5. 22	39
沼野井	沼野井 1172-1	沼野井 竹林1																	R6. 5. 31	24	
																				R6. 5. 31	26
東岩崎	東岩崎 493-3 494-3	東岩崎 竹林1	H27. 5. 8	32							R2. 4. 28	2. 6	R3. 4. 28	1. 5	R4. 4. 25	2. 3	R5. 4. 28	9. 3	R6. 5. 22	4. 5	
														R3. 5. 10	10	R4. 4. 26	13	R5. 4. 28	<4. 6		
																R4. 4. 28	2. 6				

